

『喪失』

喪失とは労働・社会保険の喪失で、次のような場合です。

①退社する。②所定労働時間が短くなる。③出向先に転籍赴任する。

●会社で必要な書類例

健保・厚生年金の喪失（健保証の返還）、雇用保険の喪失・離職票、労基法の退職時証明、預り書類の返還（年金手帳や雇用保険被保険者証など）、貸付金の返済など。

●健康保険

・喪失後の給付【継続して1年以上加入期間が必要】

①傷病手当金 喪失した際受けていた場合に支給

②出産手当金 上記①と同様

③埋葬料（費） 喪失後3ヵ月以内の死亡

④出産育児一時金 喪失後6ヵ月以内に本人が分べんしたとき

・任意継続被保険者 2ヶ月以上継続加入した人が、喪失後20日以内に申請 ⇒ 2年間加入保険料は労使とも本人負担。前払い制で、現在22、960円または最後の保険料の安いほうとなります。

●厚生年金保険・国民年金保険

・老齢年金 <H13.4月より>S16.4.2~S18.4.1までに生まれた人は満額支給が61歳からになりました。（それまでは部分年金が支給されます）

・高齢任意加入 65歳の受給資格を満たすまで加入が可能。

・国民年金 サラリーマンにならない場合に加入。

●雇用保険

・離職票 失業給付には加入期間が12ヶ月以上必要。早めに職安へ求職の申し込みが必要。なお、離職票は希望があれば加入期間が12ヶ月未満でも作成します。

・【必要書類】 職安に行く際には、認印、住民票、被保険者証、写真などがが必要です。

・60歳到達証明 60歳時点の賃金を職安に登録し、「高年齢者雇用継続給付」の基礎とします。

●喪失日

・退職と死亡の場合、原則として喪失日は退職・死亡日の翌日になります。つまり、1月31日退職の人は喪失日が2月1日となり、1ヵ月分またがります。（末日喪失の場合、健保・厚生は保険料が1ヵ月分増える）

●所得税の特別徴収 ⇒ 普通徴収

・所得税を特別徴収していた場合は、市区町村へ普通徴収への切り替え手続きが必要。